

公開見積合せ 参加に関する注意事項

「公開見積合せ案件」に掲載されている案件については、仕様書、契約書案及び下記内容を確認いただいた上、参加してください。

1. 見積書

「公立大学法人大阪 理事長」宛てに、法人指定の見積書を、5. 契約担当課まで提出してください。

2. 仕様書等の内容についての質問回答

仕様書等に質問がある場合は、見積提出期限の3日前（本法人の休日を除く）の「正午」までに、ホームページ（入札・契約調達）の各種様式等に掲載している「仕様書に対する質問書」に案件ごとに記入し、事前に8. 契約担当課へ電話連絡の上、持参又はFAXで提出してください。

質問書の提出があった場合は、その質問を取りまとめ、回答を見積提出期限の2日前（本法人の休日を除く）の「午後4時」までに、ホームページ（入札・契約情報サービス）に掲載します。

3. 参加の申込

参加の申込方法は、次の各号のとおりとします。

- (1) 公告する仕様書等の内容に基づき、見積書に所定の事項を記載のうえ、見積書提出期限までに8. 契約担当課へ持参又は郵送により提出すること。なお、提出に要する費用は、公開見積合せ参加者の負担とする。

※郵送にて見積書を提出する場合

「**一般書留**」又は「**簡易書留**」のどちらかの方法により送付すること。

※持参にて見積書を提出する場合

案件名称及び貴社名を記載した**封筒に入れて封かんした状態**で提出すること。

- (2) **FAX での見積提出は無効**とする。
- (3) 一度提出された見積書等については、訂正、再提出又は撤回をすることは認めない。

4. 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効となりますので注意してください。

- (1) 参加資格を満たしていない者が行なった見積り
- (2) 所定の日時及び場所に提出しない見積り
- (3) 記名押印を欠く見積り（写し不可）
- (4) 金額を訂正した見積り又は金額の記載の不鮮明な見積り
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (6) **代表者職氏名及び代表者印のない見積り**
- (7) 談合その他の不正行為を行なったと認められる見積り
- (8) 同一の案件について、2以上の見積書を提出した者の見積り
- (9) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反した参加者の見積り

5. 契約担当課（問い合わせ先・見積書提出先）

公立大学法人大阪 事務局総務部契約課

〒599-8531 堺市中区学園町 1-1

TEL : 072-254-9136 FAX : 072-247-6951

郵送用封筒

5	9	9	-	8	5	3	1
堺市 中区 学園町 1-1							
公立大学法人大阪 事務局							
総務部契約課 行							
案件名称							
見積書在中							

商号又は名称	
代表者氏名	
